

令和4年3月

農 業 委 員 会  
総 会 議 事 録

令和4年3月7日  
武雄市農業委員会

令和4年3月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和4年3月7日（月）  
 （開会）13時30分 （閉会）15時00分

2. 場 所 旧山内支所 2階会議室

3. 農業委員出席状況 出席者19人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者 なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	8件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	11件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）	
議案第5号	武雄市非農地証明願	2件
議案第6号	空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請	2件

6. 議事内容 以降記載

《開 会》

**事務局長** それでは定刻になりましたので、令和4年3月の農業委員会「総会」に入らせていただきます。本日は農業委員の全員出席ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。それでは会長、よろしくお願いいたします。

---

《議事録署名人指名・報告事項》

---

**会 長** (農業情勢等の報告等については省略)  
ただいまから、令和4年3月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。  
本日は議案第1号から第6号までの審議について、協議をお願いいたします。  
本日の議事録署名人に、9番 山田義利委員、18番 相原經憲委員  
を指名いたします。  
それでは、議案審議の前に事務局から報告事項をお願いします。

**事務局** 2月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

**会 長** 事務局へ質疑等はございませんか。

(事務局質疑なし)

特に無いようですので、審議事項に入ります。

---

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

**会 長** 議案第1号を議題とします。  
農地法第3条の規定による許可申請が8件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案第1号について説明します。議案書をお開き下さい。  
番号1番。所有権の移転、土地は〇〇町の田1筆の面積110㎡です。隣接する譲受人の所有地とわのうになっており管理しやすい為、申請されました。農地の価格は〇〇円です。

2番。所有権の移転、土地は〇〇町の田2筆の面積の合計3188㎡です。譲渡人は結婚して嫁いでおり管理ができない、譲受人は自宅に近く耕作しやすい為、申請されました。農地の価格は〇〇円です。

3番。所有権の移転、土地は〇〇町の田2筆の面積の合計838㎡です。譲渡人は市外に居住しており管理ができない、譲受人は自宅に近く耕作しやすい為、申請されました。農地の価格は〇〇円です。

4番。所有権の移転、土地は〇〇町の畑2筆の面積の合計1276㎡です。譲渡人は県外に居住しており管理ができない、譲受人は自宅も近く現在も管理しており所有地としたい為、申請されました。農地の価格は正式に許可が出た後の話合いで決めるとのことです。

5番。所有権の移転、土地は〇〇町の田3筆、畑1筆の面積4筆の合計5306㎡です。令和3年の豪雨災害により、譲渡人所有の山林が崩れ土砂が農地へ流出し農地を買い上げるようになった為、申請されました。農地の価格は〇〇円です。

6番。所有権の移転、土地は〇〇町の田1筆の面積332㎡です。隣接する譲受人の所有地とわのうになっており管理しやすい為、申請されました。こちらは、無償譲渡となっている為、土地の価格は発生しておりません。

7番。所有権の移転、土地は〇〇町の田1筆の面積1308㎡です。譲受人が現在も耕作しており所有地としたい為、申請されました。農地の価格は〇〇円です。

8番。所有権の移転、土地は〇〇町の田2筆の面積の合計3787㎡です。譲渡人は高齢で管理できない、譲受人は自宅に近く耕作しやすい為、申請されました。農地の価格は〇〇円です。

以上8件、全て3つの判断基準を満たしていると判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**会 長** 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

**会 長** 5番について説明申し上げます。昨年度8月の豪雨災害で〇〇町の〇〇地区の左側、面積5反が崩れております。流出されたのは、熱海と同じように土石流が発生したように、後から購入をされた方です。高速道路の道路を入れているという説明があり、その横に本人が経営する鉄工所があって、それと合わせて太陽光発電までしているところを購入されました。去年の豪雨災害で、瓦礫がでてきたと。県・市共に、これは個人の責任だということで、経済的余裕がある為、農地として買い上げをされました。今後は土建業者さんに入札をする予定とのことですが、現在入札に入る方がいない為、当初3月入札の予定を伸ばすとのことと言われました。基礎工事をして、常時排水できるようにして、泥をもとに戻したいとのことです。ここは現在田で、今後田になるかは分かりませんが、土地改良の説明があってOKを出されて、私も了承致しましたので、皆さまよろしく願いいたします。排水関係は、行政、農林課で対応されます。以上です。

**会 長** 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長** 特に無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による8件の許可申請について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

**会 長** 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号 農地法第3条の規定による8件の許可申請については、許可することに決しました。

---

**《議案第2号 農地法第4条 許可申請》**

---

**会 長** 次に、議案第2号 農地法第4条の規定に許可申請を議題と致します。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案第2号について説明いたします。

番号1番。土地は〇〇の畑1筆の面積289㎡です。家族の車両保有台数が多く、現在は近くの土地を駐車場として借りており申請地を駐車場として利用したい為、駐車場として転用許可の申請をされました。備考欄に始末書添付となっておりますが、トラック1台分事前に土砂を入れられていた為始末書添付をお願いいたしました。現地完了はしておらず、現在は1台分の泥が入った状態でストップしています。工事完了時期は令和4年5月末、農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載の通りです。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**会 長** 議案の説明が終わりました。

私からですが、事務局が言われたように車を1台置けるように土砂を入れられていたので、何をするのかお尋ねしました。駐車場にすると言われた為、申請を出さないといけないよ。と伝えました。駐車場を作った経緯としては、ピアノ教室をされていて道端に駐車中に接触事故があったからだそうです。始末書は提出してもらうように声を掛けました。保護者の車、家族の車の保有台数も多い為、この駐車場を作ってもよいと承諾いたしましたので、皆さまよろしく願いいたします。

**会 長** 質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長** 特に無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。  
議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請については、「本委員

会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(異議なし)

**会 長** 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

### 《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

**会 長** 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が11件提出をされております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案第3号についてご説明します。

番号1番について、議案送付後に申請者よりご相談がありました。間に入られている税理士さんからの意見により、土地の所有については親会社として行い、子会社へ貸し付ける形をとりたいということでした。許可元である県にも確認をしております。差し替え後の議案書に記載されている要件にて実際の使用者が〇〇で変わらなければ、許可要件に合致することを確認しております。なお、造成計画及び土地利用計画については当初計画から何ら変更はありません。追加資料については、親会社と子会社との関係図を示すものとして参考までにお配りしております。こちらの資料の2、3ページについては、親会社に関する会社の情報が載っています。4～7ページは〇〇の情報が載っています。両会社とも、その会社の所在地、代表者については同一となっております。

番号1番。所有権移転、子会社の事業増大により、現在駐車場等として利用しているスペースに残土置場を拡張する必要性があり新たに駐車場及び建設機置場として使用したい為、申請されました。農振除外済の案件となっております。工事完了時期は、令和4年5月末、農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載の通りです。

2番。所有権移転、土地は〇〇町の畑1筆の面積2743㎡です。自然環境に恵まれ、武雄北方インターへのアクセスも良くキャンプ場用地として利用し、同時利用地として宅地69.57㎡を含んだ2812.74㎡にキャンプ場を計画されております。なお、2812.74㎡は実測値です。始末書添付となっておりますのは、現地が雑木や竹が茂っており申請地の分筆測量のために伐採をされていたことが、事前着工にあたる為です。工事完了時期は、令和4年11月30日、農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に

記載の通りです。

3番。所有権移転、土地は〇〇町の田4筆の面積の合計1523㎡です。武雄北方インターに近く、郊外からの利用者も見込めると判断し貸店舗用地として利用したい為、申請されました。工事完了時期は、令和4年11月30日、農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載の通りです。

4番。使用貸借権設定の一時転用、土地は〇〇町の畑1761㎡のうち44㎡です。弊社の業務の一環として、申請地の北側に「オートキャンプ場」を計画されています。このオートキャンプ場は、議案第2号の案件になります。その造成工事の間の仮置き場として利用したい為、申請されました。現地の雑木の伐採作業等により既に仮置きをされている為、その分の始末書の添付をされております。期間は、令和4年11月30日のキャンプ場の許可完了時期となっております。農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載の通りです。

5番。所有権移転、土地は〇〇町の畑1筆の面積68㎡です。隣接する既存の宅地を購入するにあたり一部登記簿上農地であることが分かり、地目の変更を行う為、申請されました。既に宅地の一部となっている為、始末書添付及び工事完了時期は無しとします。農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載の通りです。

6番。所有権移転、土地は〇〇町の田2筆の面積485㎡です。事業の増大により現在の資材置場だけでは手狭であり申請地を資材置場として利用したい為、申請されました。工事完了時期は、令和4年6月30日、農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載の通りです。

7番。所有権移転、土地は〇〇町の畑1筆の面積509㎡です。周囲を住宅に囲まれた土地で、住環境もよく生活するのに好条件の場所であり分譲地として利用したい為、申請されました。工事完了時期は、令和4年8月31日、農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載の通りです。

8番。所有権移転、土地は〇〇町の畑1筆の面積128㎡です。現在乗り入れに使っている道が狭く危険で新たに進入路を整備する為、申請されました。始末書を添付されたのは、譲渡人が現地に砂利を入れられて駐車場のよう形で利用をされていた為です。工事完了時期は、令和4年12月31日、農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載の通りです。

9番。所有権移転、土地は〇〇町の畑1筆の面積760㎡です。借地で陶芸の為の物置を建築し、現在に至っているが所有者より譲渡の打診があり所

有権移転したい為、申請されました。既に工房や物置が建っている為、始末書添付及び工事完了時期は無しとします。農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載の通りです。

10番。使用貸借権設定、土地は〇〇町の田1筆の面積321㎡です。実家にも近く、父が自己所有する申請地に一般住宅を建築したい為、申請されました。農振除外については済んでおります。工事完了時期は、令和4年10月31日、農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載の通りです。

11番。所有権移転、土地は〇〇町の畑1筆の面積277㎡です。以前は〇〇町内に住んでいたが昨年の水害で被災し現在は賃貸住宅に住んでおり、以前と同じ〇〇町内に一般住宅を建築したい為、申請されました。工事完了時期は、令和4年8月31日、農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載の通りです。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**会 長** 議案の説明が終わりました。このうち1番から3番の案件については、2月25日に調査委員会を行っておりますので、座長の8番 田代了三委員から調査結果の報告をお願いします。

#### **調査委員会座長（8番委員）**

調査委員会の報告を行います。令和4年2月25日、午後1時30分からC班及び農業委員により武雄市役所3階会議室で調査委員会を開催し、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請3件について審議しました。

議案第3号 申請番号1番の案件についての主な質疑は「機械等の洗車について」です。申請人から「機械の掃除は既存の事務所で行い、今回の申請地は駐車場のみ」との回答がありました。また、造成計画・土地利用計画について申請人立ち合いのもと実際に現地にて説明があり、調査委員会による確認ができました。

2番。主な質疑は「朝日ダムへの流入について」です。代理人から「今回の申請地から朝日ダムへの雨水等の流入はない」との回答がありました。また、「地元協議をされているとのことですが、騒音問題について具体的にどのような内容になっているのか」という質疑がありました。代理人から「原則21時以降はキャンプ場では、騒音行為を禁止する。また、管理人が1名常駐する計画で近隣住宅の方の迷惑とならないように対応していく。という話しをしている」との回答がありました。

3番。特に質疑等はなく、造成計画・土地利用計画等について代理人立ち合いのもと、実際に現地にて説明があり調査委員会により確認ができました。

以上質疑等がありましたが、申請番号1番から3番の案件について調査委員会としては転用許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

以上、報告いたします。

**会 長**            ありがとうございます。調査委員会の報告が終わりましたので、4番から11番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。何かございませんか。

4番については、調査委員会の時に確認はいたしました。やむを得ないということになりました。

(地元委員による補足説明なし)

**会 長**            質疑も無いようですので、質疑をとどめます。

**会 長**            議案第3号 農地法第5条の規定による11件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(異議なし)

**会 長**            異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による11件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

#### ————— 《議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）》 —————

**会 長**            次に、議案第4号を議題とします。

議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いします。別冊です。

**事務局**           1ページをご覧ください。こちらに令和3年度第12号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

〇〇町、 田、再設定、2件3筆6429㎡。

〇〇町、 田、新規、1件2筆8837㎡、再設定、3件3筆3498㎡。

〇〇町、 田、新規、1件2筆1728㎡、再設定、1件1筆1850㎡。

〇〇町、 田、再設定、5件6筆9230㎡。

〇〇町、田、新規、1件4筆2866㎡、

再設定、7件11筆15640㎡。

〇〇町、 田、新規、1件1筆2649㎡、再設定、3件3筆3452㎡。  
〇〇町、 田、再設定、1件1筆1934㎡。  
〇〇町、 田、新規、3件11筆14301㎡、再設定、9件15筆  
16699㎡、畑、再設定、1件3筆1345㎡。  
〇〇町、 田、新規、1件1筆1767㎡、再設定12件29筆  
51580㎡。

となっております。

4ページ以降に各町の詳細を記載しています。

次に、3ページをご覧ください。所有権移転計画案について記載しております。27ページに詳細を記載しています。〇〇町の田4筆8468㎡です。農地の価格については、あっせん会議により決定しております。また、利用権の解除については28ページに記載をしておりますので、ご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。議案第4号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長** それでは、議案第4号の質疑をとどめます。  
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

**会 長** 異議なしと認めます。  
よって議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

---

### 《議案第5号 武雄市非農地証明願》

---

**会 長** 次に議案第5号を議題とします。  
武雄市非農地証明願について、2件の証明願いが提出されています。この議案について事務局から説明をお願いします。

**事務局** 議案第5号についてご説明いたします。議案書の10ページからとなっております。見取り図等の資料は37ページからです。

議案第5号 武雄市非農地証明願です。

番号1番。土地は〇〇町、畑1筆の面積323㎡です。50年以上前から隣接地〇〇番地、宅地が申請地隣接の西側にありますが、この分の建物の通

路・駐車場に利用されていたというところで非農地証明事務処理要領の該当事項5号の人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書<sup>1</sup>の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合に該当されると判断しました。

2番。土地は〇〇町の畑1筆の面積384㎡です。昭和53年に贈与にて取得して以来傾斜地の為耕作をしていないので、非農地証明事務処理要領の該当事項4号の自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上経過し容易に農地への復元も困難であるものに該当されると判断しました。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長** 事務局からの説明が終わりました。議案第5号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

**会 長** ないようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長** それでは、他に意見も無いようですので質疑をとどめます。  
議案第5号2件の武雄市非農地証明願<sup>2</sup>いについて証明することにご異議ございませんか。

(異議なし)

**会 長** 異議なしと認めます。  
よって、議案第5号 武雄市非農地証明願<sup>2</sup>い2件について証明することに決しました。

#### ————— 《議案第6号 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請》 —————

**会 長** 次に議案第6号を議題にいたします。空き家・空き地に付随した特例農地の指定について2件の指定申請が提出されています。事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案第6号についてご説明いたします。

番号1番。土地は〇〇町の畑2筆の面積444㎡と249㎡です。空き家・空き地バンクの所在は、〇〇町大字〇〇字〇〇番地です。空き家と申請地の

位置関係は資料4 2 ページにあります通り、空き家の東側にある農地です。空き家・空き地バンクの登録日は令和4年1月24日です。

2番。土地は〇〇町の畑1筆の面積267㎡です。空き家・空き地バンクの所在は、〇〇町大字〇〇字〇〇番地です。空き家と申請地の位置関係は資料4 4 ページにあります通り、空き家の北側にある農地です。空き家・空き地バンクの登録日は令和3年4月8日です。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長** 事務局からの説明が終わりました。議案第6号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

**会 長** ないようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長** 他に意見もないようですので議案第6号の質疑をとどめます。議案第6号2件の空き家・空き地に不随した特例農地の指定申請について、申請通り特例農地に指定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

**会 長** 異議なしと認めます。議案第6号2件の空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請につきましては、申請通り特例農地として指定すること決しました。

---

《 閉 会 》

---

**会 長** それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和4年3月の農業委員会総会を終わります。